

## 第4章 熊谷市障がい者支援計画(第6期)の基本的な考え方

## 1 基本理念

「障がいのある人もない人も、誰もが個人として等しく尊重されるとともに、自分の生き方を主体的に選択し、住み慣れた地域の中でともに支え合いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指す。」との考え方は、計画を通じての一貫した考え方です。

個人の自立を基本として、家庭はもちろんのこと、地域コミュニティ及びNPO、企業などとの連携により、住み慣れた地域で暮らし続けるという考え方に立ち、福祉サービス提供主体の優良なサービスを活用しつつ、地域住民がお互いに支え合い、力を合わせて暮らす地域社会をつくりあげていくことを目指し、引き続き「**ともに生き、ともに暮らせるまちづくり**」を基本理念に掲げます。

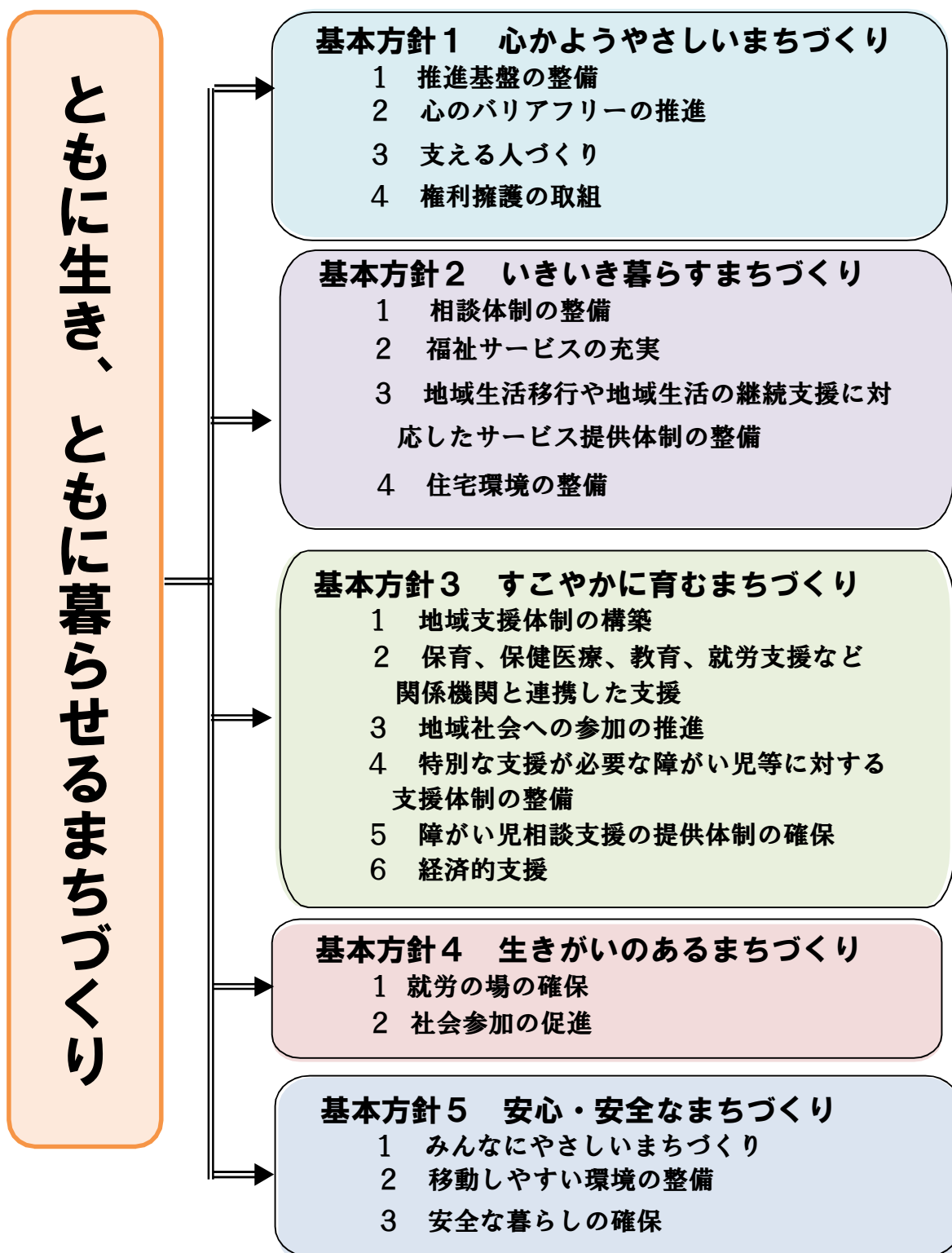
### 基本理念

**ともに生き、ともに暮らせるまちづくり**



## 2 施策の基本方針

「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を実現するため、5つの基本方針に沿って推進します。



### 3 重点施策

施策を展開する中で、障がい者団体からの意見・要望、障がい者計画（第2次）、障害福祉計画（第5期）、障害児福祉計画（第1期）での取組状況からの課題、大里地域自立支援協議会で取り上げている課題などを踏まえ、本計画期間内において、特に重点的に取り組むべき「施策」を以下のとおりといたします。

※「大里地域自立支援協議会」：熊谷市、深谷市及び寄居町で共同設置され、地域内の学識経験者、障がい者団体、保健・医療、教育、雇用などの関係機関、民生委員、企業、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所による地域の障がい福祉に関する協議の場として、組織されている協議会です。

#### 1 障がいや障がいのある方への理解を推進します。

障がいに対する理解が進んできているとはいえ、障がいのある方が地域の一員として暮らしていくためには、周りの方の障がい特性の理解や障がい者等への合理的配慮が必要です。特に内部疾患や聴覚障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、知的障がいなどの目に見えない障がいは、正しい認識と理解が得られにくい現状があります。このような中、障がいの特性に対する正しい認識と理解を進めるために、福祉教育を充実させ、合理的配慮の考え方を広く普及することにより、差別が解消されるよう進めていく必要があります。このことから「障がいや障がいのある方への理解の推進」を本計画の重点施策として取り上げます。

##### 基本方針1 心かようやさしいまちづくり

###### 1 推進基盤の整備

施策No.1 地域住民との交流の推進

###### 2 心のバリアフリーの推進

施策No.11 知的障がいのある方への理解の推進

施策No.12 精神障がいのある方への理解の推進

施策No.15 福祉教育の充実

###### 4 権利擁護の取組

施策No.25 権利擁護事業の普及

施策No.27 虐待防止センターの活用

施策No.31 市の事務事業における「合理的配慮」の励行

## **2 障害福祉サービスの提供体制の確保により、切れ目のない支援を図ります。**

---

地域のあらゆる住民が、ともに認め合うことができる共生社会を実現するために、障がい者の自己決定を尊重し、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスを利用することで、自立と社会参加の実現が図られるように、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

また、基幹相談支援センター（くまさぼ）を中心に、障がい者等及びその家族からの相談に応じる体制の構築や相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言等の実施に努めます。施設入所から地域生活への移行が進められるように、地域における居住の場としてグループホームの設置や、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実が重要な課題です。このことから「障害福祉サービスの提供体制の確保」を本計画の重点施策として取り上げます。

### **基本方針2 いきいき暮らすまちづくり**

#### **1 相談体制の整備**

施策No.32 障害者相談支援センターの充実

施策No.33 基幹相談支援センター（くまさぼ）の充実

#### **2 福祉サービスの充実**

施策No.36～52 （1）日中活動の場の確保、（2）住まいの場の確保

#### **3 地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備**

施策No.65 地域生活支援拠点の整備

施策No.66 相談支援事業

施策No.80 地域ケア体制の整備

施策No.87 地域移行・定着の推進

## **3 障がい児に対するきめ細かな支援体制を確保します。**

---

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育の利用状況を踏まえ、障がいの疑いのある段階から当該児及びその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、障がい児通所支援などの専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育などの関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

また、重症心身障がい児、医療的ケア児、強度の行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児、虐待を受けた障がい児につきましても、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図る必要があります。このことから、「障がい児に対するきめ細かな支援体制の確保」を本計画の重点施策として取り上げます。

### 基本方針3 すこやかに育むまちづくり

#### 1 地域支援体制の構築

- 施策No.91 児童発達支援
- 施策No.92 医療型児童発達支援
- 施策No.93 居宅訪問型児童発達支援
- 施策No.94 放課後等デイサービス

#### 2 保育、保健医療、教育、就労支援など関係機関と連携した支援

- 施策No.95 疾病や発育発達上の遅れがある乳幼児の早朝発見・早期治療・早期療育
- 施策No.96 乳幼児の療育相談体制の充実
- 施策No.101 保育所等訪問支援サービスの提供体制の確保
- 施策No.103 重症心身障がい児や医療的ケア児への支援体制の確保
- 施策No.105 幼稚園における障がいのある幼児の受入れの促進

#### 3 地域社会への参加の推進

- 施策No.114 保育所等訪問支援

#### 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

- 施策No.117 熊谷市児童発達支援センターや障がい児相談支援事業所による相談支援
- 施策No.118 障がい児通所支援事業所による育児相談支援

## **4 障がいのある方の就労支援を進めます。**

就労は、収入を得るだけでなく、社会参加の促進と生きがいにつながり、障がいのある方が地域で自立して生活していくために、非常に大切なことです。障がいのある方がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、できる限り希望に沿う支援を行うことはとても重要なことです。また、同時に就労後も安定した就労を継続するための定着へ向けた支援を進める必要があります。このことから「障がい者の就労支援」を本計画の重点施策として取り上げます。

基本方針4 生きがいのあるまちづくり

1 就労の場の確保

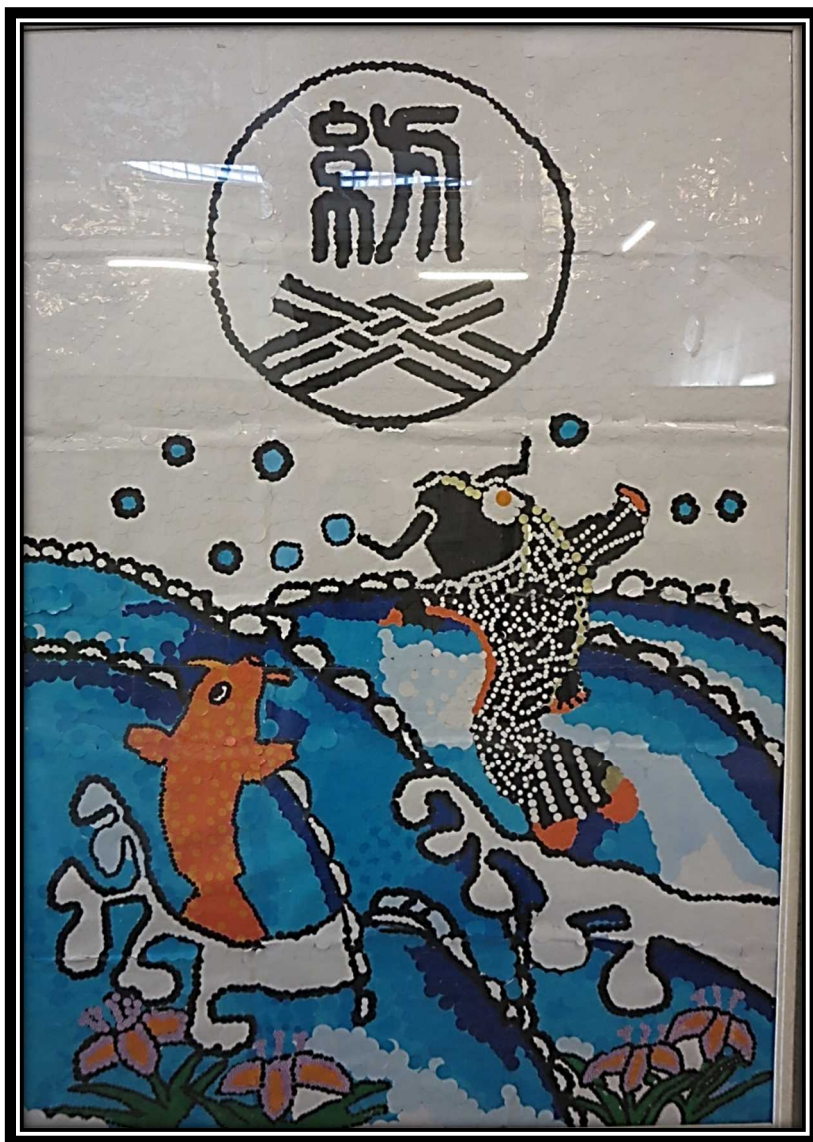
施策No.122 雇用の場の拡大

施策No.123 就労支援施策の推進

施策No.124 就労移行支援

施策No.125 就労定着支援

施策No.126 就労継続支援（A型・B型）



題名「端午の節句・のぼり旗（鯉の滝登り）」

## 4 計画の推進体制

### 1 庁内関係各課の連携による取組

---

---

本計画の推進にあたり、関係各課（所・室）を横断的に連携する体制を継続し、進捗状況調査を行うなど、効率的な事務執行を推進します。

### 2 関係機関との協働による推進

---

---

行政及び社会福祉法人をはじめとする市内外の関連施設・機関がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組む体制を推進します。

「協働」を基本に、個人情報保護に配慮しつつ情報の共有を進め、地域社会を構成する市民及び市民団体、事業者、障がい者団体、行政の連携のもと、計画的に施策を推進します。また、法制度の改正など、国・県の動向を的確に把握すると同時に、地方分権社会にも対応できるよう努めます。

### 3 進捗管理の点検・評価

---

---

各施策の達成状況について年度ごとにその取組を点検し、評価していく必要があります。

点検・評価には、関係部課が連携し、進行管理していくとともに、熊谷市障がい者施策推進委員会など関係機関に意見を求めます。



